

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下法という)第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 東濃実業高等学校いじめ防止基本方針の意義

- ①生徒の尊厳を保持することを目的として、いじめ問題克服に向けて取り組む。
- ②いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県立東濃実業高等学校いじめ防止基本方針を策定する。

(4) 本校の姿勢

①姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・生徒の主体的、積極的な活動（授業、部活動、生徒会活動等）を推進することで、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができ、自己存在感や充実感を感じられる学校をつくる。
- ・全ての生徒がいじめの加害者、被害者、観衆、傍観者にならないように指導を徹底する。
- ・いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を与え、生命または身体に危険を生じさせる許されない行為であることを理解させ、生徒の主体的、積極的な普及啓発活動を推進する。
- ・いじめを受けた生徒の生命、心身の安全を確保することを最大の目的とする。
- ・いじめ問題には学校が丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめ問題は根の深い問題であることを理解し、継続して注意深く経過観察を行い、折に触れて必要な指導をおこなう。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織的対策

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ①いじめ防止等に関する措置を実効的におこなうために「いじめ防止等対策委員会」を置く。
- ②いじめ防止等対策委員会は年間2回開催する。

(2) 学校および各分掌の取組

①【学校全体】

- ・全ての教育活動を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践、行動ができるような人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・週一回の定例の管理職と三部長および学年主任との連絡会、学年会、各分掌会、および職員会議で、常に生徒に関する情報交換をおこなう。
- ・日頃から危機管理体制を整備し、全職員間で「報告、連絡、相談」ができる環境を整えておく。
- ・定点観察を全職員でおこなうことによって、早期発見に努める。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

- ・5月と2月のいじめ防止等対策検討委員会において、計画の確認、評価、検討、見直しを行うことによって、より良い運営をおこなうものとする。

②【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるように指導する。
- ・生徒からのサインや生徒の問題行動等を見逃さず、全職員による支援ができるよう生徒指導体制を整備する。
- ・外部機関との連携を図る。
- ・情報モラルに関する指導を定期的開催する。
- ・ホームルーム活動を通してコミュニケーション能力を育成する。
- ・定期的に「実態調査」を実施し状況を把握する。(5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回)
- ・全教職員がいじめ相談に対応できるための職員研修会や発達障がいのある生徒対応のための職員研修会、各種検査利用のための職員研修会を実施し、職員のスキルアップをはかる。
- ・MSリーダーズ活動を通じて、自治活動や社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

③【教育相談部】

- ・生徒理解・生徒の状況把握のため、全校体制による教育相談を充実する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう教員研修を実施する。
- ・hyper-QU検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・人権について研修会を実施し、「人権」についての意識を高める。

④【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・言語活動の充実を目指した授業の研究を進める。
- ・生徒一人一人の実態の把握と理解に努め、個に応じた指導の充実を図る。
- ・生徒の興味・関心を喚起し、達成感や充実感を持たせる効果的な指導を工夫する。

⑤【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識・技術を身に付けるための指導を充実し、望ましい勤労観・職業観を形成・確立できるようにする。
- ・キャリア教育プログラムを通して、働くことの意義と他を思いやる心を育成する。

⑥【特別活動部】

- ・部活動や生徒会活動等、生徒が主体的、積極的な活動ができるよう支援をおこなう。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・学校行事における全校および学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

⑦【保健厚生部】

- ・命を守る訓練を通して、命の大切さを知り、思いやりの心を育てる。
- ・環境整備を通して、互いに気持ちの良い空間の維持に努める。
- ・日常の整理整頓により、落ち着いた学校生活に努める。
- ・保健室来室の状況の把握し、問題の早期発見に努める。

⑧【渉外部】

- ・いじめ問題について基本方針をPTA総会において伝える。
- ・保護者総会等でいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

①組織対応

- ・生徒指導部と教員相談部および学年団による対応。
- ・生徒指導委員会と教育相談・特別支援委員会による対応。
- ・いじめ防止等対策委員会による対応

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

①対応

- ・県教委(地域担当生徒指導主事を含む)への報告し、詳しい調査について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

②学校主体調査

- ・いじめ防止等対策委員会で調査をおこなうが、重大事態に直接の人間関係や利害関係がある構成員以外でおこなう。
- ・スペシャリストサポート事業等を活用して第三者を加えることができる。

平成26年4月1日 作成

平成27年4月1日 一部改定

平成28年4月1日 一部改定